



平成 21 年6月 11 日

各 位

会 社 名 サンウエーブ工業株式会社
代表者名 取締役社長 織田 昌之助
(コード番号 7993 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員財務部長
熊澤 敏男
(TEL. 03 - 3518 - 4317)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成21年 6 月 26 日開催予定の第77期定時株主総会で、下記のとおり、定款の一部変更について付議することが決議されましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）の施行を機に、現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条を削除するものであります。

また、上記みなし変更に伴い、単元未満株券の不発行について定める現行定款第 10 条を削除するものであります。

(2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、無効となった現行定款第 11 条および現行定款第 12 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

(3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで、これを作成して備え置くこととされているため、現行定款第 12 条第 3 項の「株券喪失登録簿」の文言を削除し、附則に所要の規定を設けるものであります。

(4) 株主の皆様へのサービス拡大の観点から、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、変更案第 10 条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。

(5) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条および第 427 条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、変更案第 28 条（取締役の責任免除）および第 36 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、第 28 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(6) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行い、併せて、一部表現の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(株券の発行)	<削 除>
<u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	第7条～第8条<現行どおり>
<u>第8条～第9条</u> <条文省略>	<削 除>
(单元未満株券の不発行)	
<u>第10条</u> 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。但し、 <u>株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</u>	
(单元未満株式についての権利)	(单元未満株式についての権利)
<u>第11条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	1. <現行どおり>
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	2. <現行どおり>
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	3. <現行どおり>
<新 設>	
<新 設>	4. 次条に定める請求をする権利
(株主名簿管理人)	(单元未満株式の買増し)
<u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。	<u>第10条</u> 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	(株主名簿管理人)
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	第11条 <現行どおり>
<u>第13条</u> <条文省略>	2. <現行どおり>
第3章 株主総会	3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
<u>第14条～第15条</u> <条文省略>	第12条 <現行どおり>
(総会の招集権者および議長)	第3章 株主総会
<u>第16条</u> 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、予め取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。	第13条～第14条<現行どおり>
<u>第17条～第19条</u> <条文省略>	(総会の招集権者および議長)
第4章 取締役および取締役会	<u>第15条</u> 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。
<u>第20条～第23条</u> <条文省略>	第16条～第18条<現行どおり>
(役付取締役)	第4章 取締役および取締役会
<u>第24条</u> 取締役会は、その決議によって <u>取締役会長</u> 、 <u>取締役社長</u> 各1名、 <u>取締役副社長</u> 、 <u>専務取締役</u> および <u>常務取締役</u> 各若干名を定めることができる。	第19条～第22条<現行どおり>
	(役付取締役)
	<u>第23条</u> 取締役会は、その決議によって <u>会長</u> および <u>社長</u> 各1名ならびに <u>副社長</u> 、 <u>専務</u> および <u>常務</u> 各若干名を定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条～第28条<条文省略> <新 設></p> <p>第5章 監査役および監査役会 <新 設></p> <p>第6章 計 算 第36条～第40条<条文省略> <新 設> <新 設></p> <p><新 設></p>	<p>第24条～第27条<現行どおり> (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任について、当該取締役が善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任について、当該監査役が善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第6章 計 算 第37条から第41条<現行どおり> 附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2009年6月26日(金)
定款変更の効力発生日 2009年6月26日(金)

以 上